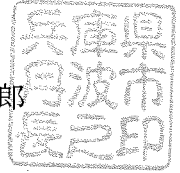


丹総務第355号  
平成28年9月26日

丹波市監査委員 谷 垣 渉 様  
丹波市監査委員 荻 野 拓 司 様

丹波市長 辻 重五郎



丹波市議会の請求に基づく監査結果報告に対する措置について（通知）

平成28年5月26日付丹監委第11号でありました地方自治法第98条第2項に基づく監査の結果報告に対して、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

1 ふるさと丹波市定住促進事業に係るふるさと丹波市定住促進会議との業務委託について

(1) 随意契約の手引きやその他関係法令に沿った適切な事務処理について

平成28年度の事務からは、ご指摘のとおり、随意契約の手引きやその他関係法令に沿った事務を行うこととしました。

(2) 契約保証金について

委託契約書第5条において、「契約保証金は、財務規則第92条第1項第10号の規定により免除とする。」としました。

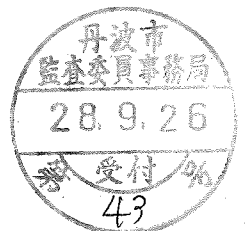
\*財務規則第92条第1項第10号：市町が特に契約保証金を納めさせる必要がないと認めるとき

(3) 契約書の収入印紙貼付について

柏原税務署に確認したところ、監査委員のご指摘にありますように、「一部請負と判断する部分もある。」とのことですが、「全体的には委任事務と判断する。」という回答を得ました。

(4) 業務完了後の検査体制について

「契約履行の監督職員、調査職員及び検査職員に関する要綱」第5条に規定しているとおり、工事等又は業務の監督職員及び調査職員は、当該工事又は業務の検査職員となることができません。この規定については、その業務の事務局を担当している場合も含むと考えられます。



今後においては、監督職員や事務局を担っているものが検査を行うことは出来ないことを周知徹底するとともに、検査依頼の段階で監督職員と検査職員が重複することがないように改善することとしました。

- 2 ふるさと丹波市定住促進会議の事務における公費（人件費含む）の支出について  
監査結果報告では、「当該団体に関わる事務従事が、直ちに職務に専念する義務に違反しているとは判断できないと考える。」としつつ、「こうした事務に従事する際の統一した基準や事務手続きの整備を行い、市の姿勢を示していく必要があると考える。」とされており、ふるさと丹波市定住促進会議について、次のとおり業務委託に関し見直しを行いました。

(1) 要綱から規約への変更

平成 28 年 7 月 26 日に規約を制定し施行しました。

(2) 決裁規程の制定

平成 28 年 7 月 26 日に決裁規程を制定しました。

(3) 発注方法の見直し

平成 28 年度から複数の者から見積もりを徴収（HP の保守業務のみシステム構築業者と 1 者随意契約）しました。

(4) 関係書類の公開

下記の書類をふるさと丹波市定住促進会議が運営する HP（丹波市移住定住ガイド「TURN-WAVE 丹波」）で公開済です。

- ・平成 27 年度事業報告及び決算
- ・平成 28 年度事業計画及び予算規約・決裁規程

なお、現在、全庁的に実態調査を実施しており、今後もこの監査結果報告に基づき、又は参考として措置を講じた場合は、その旨を通知します。